改　　正　　後

「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連　海上編）−貨物関係手続−

第１章　貨物積卸等関係手続

・ システムを使用して海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。
・ 関税法第 15 条（入港手続）及び第 20 条（不開港への出入）に規定する税関に報告すべき積荷に関する事項に係る手続
・ 関税法第 34 条の２（記帳義務）及び関税法施行令第 29 条の２（記帳事項）に規定する外国貿易船から船卸しされた外国貨物について船卸しから最初の保税地域に搬入されるまでの記帳事項に係る手続
・ 関税法第 16 条（貨物の積卸し）に規定する貨物の積卸に係る手続
・ 関税法第 19 条（開庁時間外の貨物の積卸し）に規定する時間外積卸に係る手続
・ 関税法第 21 条（外国貨物の仮陸揚）に規定する外国貨物の仮陸揚に係る手続
・ コンテナー条約特例法施行令第２条（コンテナーの輸入又は輸出の手続）に規定するコンテナの輸入又は輸出に係る手続

第１節から第５節まで　（省略）

第６節　船積関係手続

システムを使用して積コンテナリストを提出する場合又は船積みに係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

１及び２　（省略）

３　船積確認の登録

船積情報をシステムに登録した貨物について、船積確認情報をシステムに登録する場合は、次による。

(1)　（省略）

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により船積確認情報がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
（省略）			
船積情報	ＳＡＴ０４８０	次の条件を全て満たす場合。 ①「ＡＣＬ情報登録（コンテナ船用）」業務（業務コード：ＡＣＬ０１）又は「ＡＣＬ情報登録(在来船・自動車船用)」業務（業務コード：ＡＣＬ０２）が実施されている。 ② 登録者が船会社又は船舶代理店である。 ③「積載船舶＊」欄右に入力した積載船舶コードが「9999」以外である。	税関 （監視担当部門）
仮陸揚貨物船積確認情報	ＳＡＴ２３１０	仮陸揚貨物が存在する場合。（注３）	船卸港の管轄税関又は「積荷目録提出」業務（業務コード：ＤＭＦ）若しくは「ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録」業務（業務コード：ＮＶＣ０１）により書類提出先として指定された税関 （監視担当部門）

（注１）及び（注２）　（省略）

改　　正　　前

「電算関係税関業務事務処理要領」（税関手続関連　海上編）−貨物関係手続−

第１章　貨物積卸等関係手続

・ システムを使用して海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。
・ 関税法第 15 条（入港手続）及び第 20 条（不開港への出入）に規定する税関に報告すべき積荷に関する事項に係る手続
・ 関税法第 34 条の２（記帳義務）及び関税法施行令第 29 条の２（記帳事項）に規定する外国貿易船から船卸しされた外国貨物について船卸しから最初の保税地域に搬入されるまでの記帳事項に係る手続
・ 関税法第 16 条（貨物の積卸し）に規定する貨物の積卸に係る手続
・ 関税法第 19 条（開庁時間外の貨物の積卸し）に規定する時間外積卸に係る手続
・ 関税法第 21 条（外国貨物の仮陸揚）に規定する外国貨物の仮陸揚に係る手続
・ コンテナー条約特例法施行令第２条（コンテナーの輸入又は輸出の手続）に規定するコンテナの輸入又は輸出に係る手続

第１節から第５節まで　（同左）

第６節　船積関係手続

システムを使用して積コンテナリストを提出する場合又は船積みに係る手続を行う場合は、この節の定めるところによる。

１及び２　（同左）

３　船積確認の登録

船積情報をシステムに登録した貨物について、船積確認情報をシステムに登録する場合は、次による。

(1)　（同左）

(2) 出力情報

前記(1)（登録の方法）により船積確認情報がシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
（同左）			
（同左）			
（新規）			

（注１）　及び（注２）　（同左）

改　　正　　後	改　　正　　前
（注３）「仮陸揚届受理番号」欄は、「積荷目録情報登録」業務（業務コード：ＭＦＲ）又は「ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録」業務（業務コード：ＮＶＣ０１）を利用して仮陸揚貨物であることを登録し、仮陸揚届出提出情報が出力されている場合にのみ出力される。	（新規）
(3) 出力情報の利用	(3) 出力情報の利用
イ及びロ　（省略）	イ及びロ　（同左）
ハ　仮陸揚貨物船積確認情報（出力情報コード：ＳＡＴ２３１０）の利用 「積荷目録情報登録」業務（業務コード：ＭＦＲ）又は「ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録」業務（業務コード：ＮＶＣ０１）を利用して仮陸揚貨物であることを登録した貨物について、「船積情報登録」業務（業務コード：ＣＬＲ）実施後、「船積確認登録」業務（業務コード：ＣＣＬ）を利用して船積確認した旨の登録を実施することにより、船卸港の管轄税関又は「積荷目録提出」業務（業務コード：ＤＭＦ）若しくは「ハウスＢ／Ｌ貨物情報登録」業務（業務コード：ＮＶＣ０１）により書類提出先として指定された税関（監視担当部門）に仮陸揚貨物船積確認情報（出力情報コード：ＳＡＴ２３１０）が配信されることをもって、関税法基本通達 21-５（仮陸揚貨物の積込み）（３）に規定する積込みの確認を受けた「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式Ｃ第２１２０号）の提出に代えることができる。	（新規）
ニ　留意事項 船会社又は船舶代理店以外の利用者が「船積確認登録」業務（業務コード：ＣＣＬ）を実施した場合、「船積確認通知情報」（出力情報コード：ＳＡＴ０４７１）及び「船積情報」（出力情報コード：ＳＡＴ０４８０）は配信されないため、業務を実施する場合には留意すること。	ハ　留意事項 船会社又は船舶代理店以外の利用者が「船積確認登録」業務（業務コード：ＣＣＬ）を実施した場合、「船積確認通知情報」（出力情報コード：ＳＡＴ０４７１）及び「船積情報」（出力情報コード：ＳＡＴ０４８０）は配信されないため、業務を実施する場合には留意すること。
第７節　（省略）	第７節　（同左）
第２章及び第３章　（省略）	第２章及び第３章　（同左）